

生活に困窮した方の  
自立を支援する  
セーフティネット

# もしも、 生活に困ったときは……

## あなたを支えます 生活困窮者自立支援法



長野市

# 誰もが生活困窮に陥るかもしれない 恐れがあります

景気の低迷により雇用を取り巻く状況は厳しく、働く世代でも生活保護受給者が増加しています。さらに地域に目を向けると、単身世帯やひとり親世帯の増加、近所づきあいの希薄化等により社会的孤立が問題になっています。

このような社会の変化の中では、誰もが生活困窮に陥る恐れがあります。そこで、生活に困った場合でも、自立した生活を送るための支援を確実かつ適切に受けられるように生活困窮者自立支援法が創設されました。

この新法に基づいて、生活保護に至る前に早期の支援を行う「第2のセーフティネット（生活困窮者自立支援制度）」が構築されました。

自立相談支援事業で本人に必要な支援を把握し、本人の状況に応じた支援が行われるようにさまざまな支援につなげていきます。

## 第1のセーフティネット

社会保険制度 労働保険制度

## 第2のセーフティネット

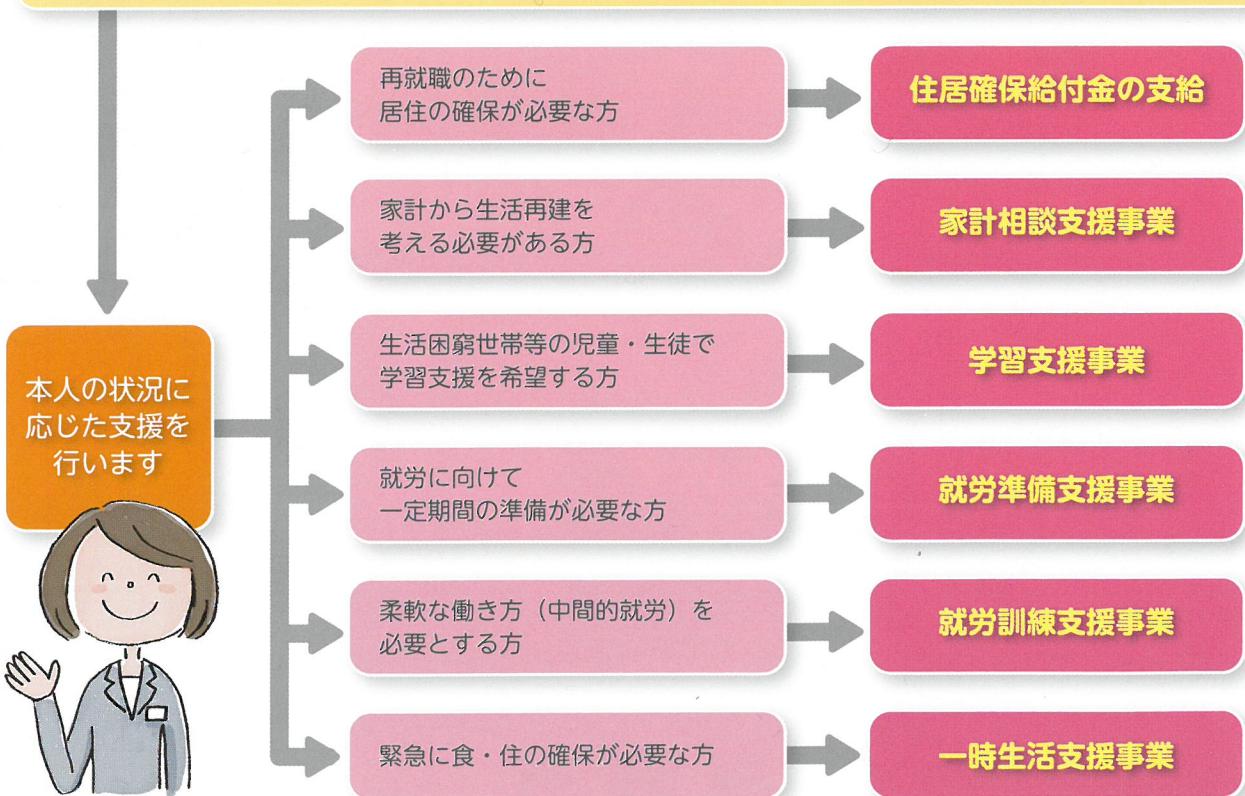
生活困窮者自立支援制度

## 第3のセーフティネット

生活保護制度

### 自立相談支援事業

- 訪問による支援を含め、生活に困っている方を早期に把握して、早期に支援できるようにします。
- ワンストップ型の相談窓口として、生活に困窮している方への支援の情報とサービスの拠点となります。
- さまざまな問題を複合的に抱えた方に、必要な支援を包括的・継続的に提供できるように対応します。
- 地域での支援のネットワークを強化するために、さまざまな社会資源に働きかけて新たな地域づくりを進めます。



# ひとりひとりの悩みに 寄り添いサポートします

相談ケースより

## ケース1 長期引きこもり者への支援

高校を中退後、一時期アルバイトをしたものの、その後は15年間家に引きこもるようになったAさん。まずは相談所で相談支援員と話すところから始め、就労支援員による就労支援を実施。履歴書の書き方や模擬面接等を行い就職につながりました。

## ケース2 求職者への支援

リストラのため無職になり、家賃や公共料金の支払いが困難になったBさん。住居確保給付金を利用でき、住居喪失の不安を取り除き就職活動へ。以前から興味があった介護の仕事に就きたい、ということでヘルパー資格を取るべく準備を進めています。



## ケース3 家計再建への支援

年金生活のCさん。電化製品を買い替えたことで出費がかさみ支出が超過。電気代を滞納し止められそうに。家計自立相談を利用し収支の見直しを実施。滞納分の分割払いを行ながら、緊急時の蓄えができるやりくりを目指しています。

まいさぽ長野市では、相談支援員が悩みを受け止め、課題を整理。就労支援員が就労に向けたきめ細かい支援を行います。家計再建に向けては家計自立相談員が収支の把握や借金の返済等の相談に応じます。



## 相談の流れ

相談者の声を聞きながら、相談者と相談支援員が一緒に自立のために取り組んでいきます。

### ●まず、困っていることを何でも話してください



- 就労や家庭、心身の問題など抱えている問題を相談員が広くうかがいます。
- 相談の内容によっては、適切な対応ができる専門機関へつなげます。
- 窓口に来られない場合には相談員が訪問することもできます。

### ●あなたに必要な支援が計画的に提供できるように、 自立への計画を立てます



- あなたの抱えている課題を評価・分析し、必要な支援を把握します。
- あなたの希望を尊重しながら、必要な支援が計画的に行われるよう自立に向けたプラン（自立支援計画）を策定します。

### ●自立への目標と一緒に取り組みましょう



- あなたの問題を解決するために必要な関連機関と連携して支援を行います。
- 各人の状況に合わせて継続して支援します。

# Q & A まいさぽ長野市ってどんなとこ?

Q 何をするところ?

A 生活の悩みや、経済的な困りごとを抱えている方に対して、相談員が一緒に考えたり、整理をしながら生活の建て直しや、困りごとの解決をお手伝いするところです。

Q どういう人が対象?

A 経済的に困窮している方、引きこもりや孤立状態にある方、仕事に就けない方、困っているのに誰に相談して良いか分からぬ方などが対象で、年齢などの制限がありません。

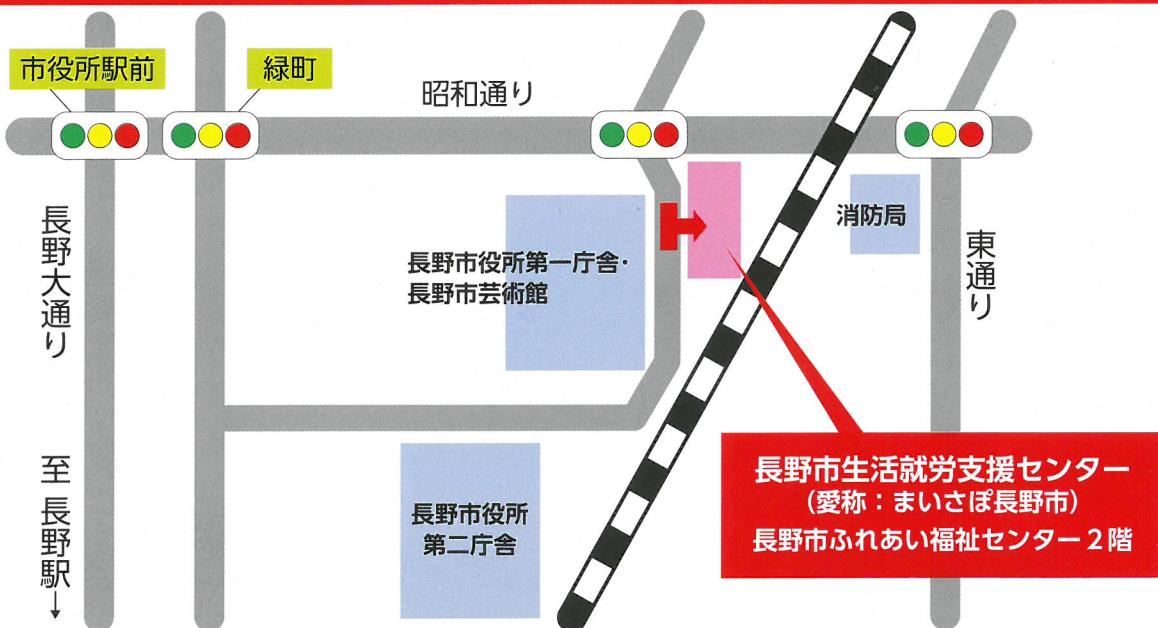
Q 費用は?予約はあるの?

A 相談費用は無料で秘密も厳守します。ご相談は、時間を要することがありますので、原則予約制とさせていただいています。

Q 仕事の相談もできるの?

A まいさぽ長野市は、「無料職業紹介事業所」の認可を受けていますので、就労に向けたきめ細かな相談、支援が可能です。

こちらのセンターにご相談ください。



## ご利用のご案内

### まいさぽ長野市

長野市大字鶴賀緑町 1714-5  
長野市ふれあい福祉センター 2階

長野市が、自立相談支援事業を、社会福祉法人 長野市社会福祉協議会へ委託し、実施しています。

●相談日時 月～金（休日を除く）8：30～17：15  
●利用方法 原則予約制（まずはお電話でおたずねください）

●専用電話 **026-219-6880** [直通]  
**026-219-6882**  
●FAX  
●e-mail [maisaponaganoshi6880@csw-naganocity.or.jp](mailto:maisaponaganoshi6880@csw-naganocity.or.jp)

平成29年度作製



ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



環境に配慮し、古紙配合率80%以上・グリーン購入法  
総合評価値80以上の用紙及び植物油インキを使用しています

禁無断転載©東京法規出版  
SHO10070-R20